

「ミスお正月」商標使用についての同意書

「ミスお正月」の商標（商標登録番号第 6742854 号。以下、「当商標」とする。）について、以下にその使用の許可範囲について定めます。

＜契約者およびその所属事務所等の許可範囲＞

自己紹介または報道目的の場合、無償で、許可なく、当商標をご利用いただけます。**プロ契約者の営利使用の場合、ブランド管理費として報酬の一部を徴収し**、当商標をご利用いただけます。プロ契約者でない方の営利使用はできません。なお、直接的な当商標の使用でなくとも、類似する表現を用いることで、当商標の使用とみなされる場合がございます。また、この定めに違反した場合、管理費の事後請求、契約取消や、当商標の利用禁止措置などのペナルティが課されることがございます。ただし、いずれの場合においても、その利用目的や趣旨が、ミスお正月の事業趣旨や、日本正月協会の活動方針と著しく乖離している場合には、当商標の使用は許可されません。

◆自己紹介目的（無償）の例：

- ・SNSのプロフィール欄やホームページの自己紹介欄に「ミスお正月」と表示する。

◆報道目的（無償）の例

- ・「ミスお正月に選ばれた」という事実を単に伝えるSNS投稿、動画配信、ライブ配信をする。
- ・インタビュー時に「ミスお正月に選ばれた」と答えた記事や番組が、新聞やテレビで伝えられる。

◆営利使用（ブランド管理費が発生）の例

- ・「ミスお正月プロデュースのおせち料理」などのように、お正月の文化に関連した商品やサービスの販売・PRを、企業から報酬をもらって引き受ける。
- ・「ミスお正月もお気に入りの商品」など当商標に依存したSNS投稿を有料で引き受ける。

◆当商標の営利使用でない例

- ・お正月の文化とは関連性のない営利活動、およびその活動中の自己紹介での当商標の使用。

◆類似する表現と考えられる例

- ・お正月に詳しい女性の○○さん
- ・お正月の代表的女性の○○さん

＜上記に該当しない利用方法＞

上記に該当しない、または判断の難しい場合は、日本正月協会との協議の上決定します。

（未成年者については保護者の承諾の上、）上記内容について同意しました。

年 月 日

住所

氏名